別記第１号の２様式（第６条第１項関係）

**図書館ホームページ広告掲載申込書**

令和　　　　年　　　月　　　日

豊島区長

豊島区広告掲載取扱要綱及び別紙同意事項を承諾し、下記のとおり申し込みます。

申込者

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（社名及び代表者職氏名を記載の上、押印してください。）

**\*本申込書に、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）等と広告案を添えてお申し込みください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申込者 | 所在地 | 〒　　　－ |
| 名称（ふりがな） |  |
| 代表者職名・氏名（ふりがな） |  |
| 担当者 | 部署名 |  |
| 氏名（ふりがな） |  |
| 連絡先 | ＴＥＬ |  | ＦＡＸ |  |
| Ｅメール |  |
| 業種 |  |
| ホームページＵＲＬ | 有・無（http://　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 掲載する広告について | 掲載希望期間 | 令和　　年　　月　から　　年　　月まで（　　か月） |
| 事業者等の名称 |  |
| 事業者等の所在地 | 豊島区内に事業所・営業所が　（　有　・　無　） |
| 有る場合の住所（豊島区　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| リンク先ＵＲＬ | http:// |

※広告掲載決定日以降のキャンセルはできません。

※よろしければ、こちらもご記入ください

　　　広告募集のご案内をするため、申込者の名称・所在地を掲載した名簿を作成させていただきます。

　　　名簿は、豊島区全庁で共有させていただきます。（外部提供はいたしません。）

　　　名簿への掲載を希望されますか。（ 希望する　・　希望しない 　）

同意事項

申し込みいただく前に、以下の項目をすべてお読みいただき、ご承諾の上、お申し込みください。

　なお、本同意事項は以下3条に規定する広告媒体について記載しています。各媒体固有の事項に関しては、個別にその内容を記載しています。申込書は各媒体毎に提出していただきます。

（趣旨）
第１条　以下の条項は、豊島区広告掲載取扱要綱（平成18年2月9日決定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、豊島区図書館課(以下「図書館課」という)が実施する以下３条に規定する広告媒体への広告掲載について必要な事項を定めるものである。

（定義）
第２条　本同意事項において「広告掲載申込者」とは、第５条第１項の規定により広告掲載申込書を提出した申込者をいう。

２　本同意事項において「広告主」とは、第６条の規定により広告掲載が決定した広告掲載申込者をいう。

（広告掲載の媒体）

第３条　広告を掲載する媒体は、次の各号のとおりとする。

(1) 中央図書館が発行する図書館通信

 (2) 図書館課がインターネット上に公開している図書館ホームページ（以下「ホームページ」という。）

（広告の位置、規格、掲載料等）

第４条　図書館通信に掲載する広告の位置、規格、掲載料等は、次の各号のとおりとする。

(1) 広告を掲載する位置は、図書館課が指定する発行号中の指定位置とする。また、広告掲載決定後、図書館通信の編集作業上支障が生じた場合、図書館課は広告主と協議のうえ、掲載する図書館通信号数及び掲載する位置を変更できるものとする。

(2) 規格及び掲載料は、別表「広告の位置、規格、掲載料等の詳細」のとおりとする。

２　ホームページに掲載する広告の位置、規格、掲載料等は、次の各号のとおりとする。

(1) 位置、規格等、掲載料は、別表「広告の位置、規格、掲載料等の詳細」のとおりとする。

(2) 広告を掲載する期間は月を単位とする。区は、掲載開始月の最初の開館日午前9時までに広告を掲載し、掲載終了月の最後の開館日午前9時以降に広告を削除するものとする。

(3) 区の都合によりホームページを閉鎖した時間、又は不可抗力によりサービスを停止した期間（システム及び機器の保守、または停電・通信回線の事故・天災等）が生じたときは、その時間に応じ次表のとおり掲載期間を延長する。ただし、図書館課長が延長によることが不適当と判断した場合は、この限りではない。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 閉鎖した時間 | 延長する期間 |  |
| ２４時間未満 | なし |
| ２４時間以上４８時間未満 | １日 |
| ４８時間以上 | 閉鎖した日数(24時間単位で計算し、端数は切り捨てる) |

(4) 広告に設定する代替テキストは「（広告）事業所名のページへ」を原則とし、図書館課長が適当と認めた場合に限り、文言の追加または変更ができるものとする。

（広告掲載の申込み）

第５条　広告掲載を希望するものは、広告掲載申込書に署名・押印のうえ、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）等及び掲載しようとする広告の見本を添えて、図書館課に提出するものとする。

２　広告掲載申込者と掲載する広告の事業者等が異なる場合は、前項の書類の他、掲載する広告の事業者等の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）等を図書館課に提出するものとする。

（広告掲載の決定等）

第６条　図書館課長は、前条の規定に基づき申込みがあったときは、審査のうえ広告掲載の可否を決定する。審査に際し、図書館課長は申込みの内容について広告掲載申込者と協議し、その内容を変更できるものとする。

２　審査の基準は要綱に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

1. 広告媒体に掲載する広告の種類及び優先の順位は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 順位 | 広告の種類 |
| １ | 国、地方公共団体並びに公社、公団、公益法人及びこれに類するものの広告 |
| ２ | 次に掲げる、公共性を有する私企業の広告電気・ガスの供給会社、交通機関、医療及び教育・文化施設 |
| ３ | 区内に事業所、営業所等を持つ事業者等の広告　　　 |
|  | ４ | 区外に事業所、営業所等を持つ事業者等の広告 |

(2) 公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３条に規定する公職にある者または当該公職の候補者もしくは当該公職の候補者になろうとする者が掲載された広告は広告媒体に掲載しない。

(3) エステティック、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形など医療法上の診療科目以外の医療、施術、役務のサービス業の広告は広告媒体に掲載しない。

(4) 図書館課長が広告掲載することが不適当と認めたものは広告媒体に掲載しない。

(5) ホームページ上に掲載する広告については、当該広告を経由してリンクしているページについても、要綱第３条に定める広告の制限並びに前各号の制限を適用する。

(6) 同一の広告掲載申込者または同一事業者等の広告が複数申し込まれた場合、図書館課は掲載を制限することができる。

３　広告の申し込みが当該広告掲載数を超え、かつ優先すべき事項がない場合は、抽選により広告掲載の可否を決定する。

４　ホームページに掲載する広告の掲載位置は、広告掲載募集期間ごとに決定する。

５　第１項の規定に基づき、広告掲載の決定をしたときは広告掲載決定書により、また掲載できないと決定したときは広告非掲載決定書により広告掲載申込者に通知するものとする。

６　前項の規定に基づく掲載決定の通知を受けた広告主は、区の指定する方法により広告原稿等を作成し、区が指定した期日までに提出するものとする。なお、提出された広告原稿等は返却しない。

７　広告掲載が決定した日以降のキャンセルはできないものとする。ただし、第9条第1項第1号による場合を除く。

（広告掲載料の納入）

第７条　広告主は区の指定する期日までに、第４条に定める広告掲載料を一括納付しなければならない。ただし、図書館課長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（広告主の責任等）

第８条　広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

２　広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを区に対して保証するものとする。

３　第三者から、広告に関連して苦情の申し立てまたは損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

４　広告原稿の作成及びその他必要な経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載の取消し）

第９条　図書館課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消すことができる。

(1) 区が指定する広告掲載取消申出書により、区が指定する期日までに正当な理由により広告主から広告掲載取消しの申し出があったとき。なお、一部取消を希望した場合の新たな始期及び終期については、いずれも開館時間内を指定することとする。

(2) 要綱または、本同意事項に違反したとき。

(3) その他図書館課長が広告掲載することが不適当と認めたとき。

（広告掲載料の還付）

第１０条　既納の広告掲載料は還付しない。ただし、申込者の正当な理由により広告掲載することができなかったときは、その一部または全部を還付することができる。

２　前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

別表

広告の位置、規格、掲載料等の詳細

１　図書館通信に掲載する広告の規格及び掲載料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 広告名 | 規　　格 | 広告掲載料/回 |
| １号広告 | 縦およそ93㎜横およそ86㎜ | 20,000円 |
| ２号広告 | 縦およそ 93㎜横およそ176㎜ | 40,000円 |
| ３号広告 | 縦およそ 93㎜横およそ266㎜ | 60,000円 |

２　ホームページに掲載する広告の規格

(1)天地 60ﾋﾟｸｾﾙ　×　左右120ﾋﾟｸｾﾙ　　(2)容量4KB以内

(3)GIF形式またはJPEG形式（アニメーション等動きのある画像は不可。）

(4)バナーには必ず広告主の｢社名｣｢屋号｣｢商品名｣「サイト名」のうちいずれか一つを記載する。

３　ホームページに掲載する広告の位置、掲載料

|  |  |
| --- | --- |
| 位　　　置 | １か月当りの広告掲載料 |
| 「トップページ」最下部 | １枠　５,０００円 |